



鳥取県公報

令和元年 10 月 15 日 (火)
号外第 46 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例 (15) (県民参画協働課) 6
	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例 (16) (子育て王国課) 8
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (17) (住まいまちづくり課) 11
	天神川流域下水道条例の一部を改正する条例 (18) (水環境保全課) 13
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (19) (会計指導課) 18
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (20) (警察本部運転免許課) 20
◇ 規 則	鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (11) (子育て王国課) 25
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (12) (住まいまちづくり課) 26

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われることに鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 実施機関非識別加工情報又は作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人に該当する者を削る。

イ 実施機関非識別加工情報又は作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者の欠格事由に、心身の故障により当該提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるものを加える。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正

ア 心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者となることができない者のうち、成年被後見人又は被保佐人を、精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に改める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和元年12月14日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

保育所に置く職員の配置基準に係る次の特例措置の適用期間を令和7年3月31日（現行 令和2年3月31日）までとする。

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化

イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化

(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置く職員の配置基準に係る(1)と同様の特例措置の適用期間を令和7年3月31日（現行 令和2年3月31日）までとする。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったこと並びに一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を見直すことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の入居決定者の連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。

(2) 一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和2年4月1日とする(1)に関する事項を除き、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

天神川流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、天神川流域下水道事業の運営に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

- (1) 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。
- (2) 流域下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。
- (3) 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- (4) 予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。
- (5) 流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
- (6) 議会の議決を要するものとして条例で定めるものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。
- (7) 業務状況の説明書類の提出
 - ア 流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日から3月31日までのもの）については5月31日までに行うものとする。
 - イ アの書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (ア) 事業の概況
 - (イ) 経理の状況
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項
 - ウ 天災その他の事故により、アに定める期限までに、アの書類を提出することができなかった場合においては、その事故が終了した後できるだけ速やかに提出するものとする。
- (8) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
 - イ 鳥取県特別会計条例について、所要の規定の整備を行う。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 医師免許取得後直ちに受けなければならない臨床研修は、県内の病院が管理を行う臨床研修に限ること

とする。

(2) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 運転免許試験の実施及び運転免許証の交付に係る手数料について公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対するものの区分を新たに設け、次のとおりその手数料の額を定める。

ア 運転免許試験の実施

- (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 1件につき800円
- (イ) 普通自動車免許に係る試験 1件につき800円
- (ウ) 特定第1種運転免許又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験 1件につき800円
- (エ) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 1件につき800円
- (オ) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験 1件につき800円

イ 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の交付 1件につき1,700円

- (2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の再交付に係る手数料の額を1件につき2,250円（現行3,500円）に引き下げる。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和元年12月1日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する保育士について、幼稚園教諭又は小学校教諭等をもって代えることができるとした特例措置の適用期間を令和7年3月31日（現行 令和2年3月31日）までとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正されたこと及び連帯保証人の保証を要しないものとする場合について見直すことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 水道及び下水道の施設の使用料について定めた規定を削る。

- (2) 次のいずれかに該当する入居決定者が知事の承認を受けた場合には、連帯保証人の保証を要しないものとする。
- ア 家賃債務保証業者（賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃債務を保証することを業として行う者をいう。）のうち、知事が指定する者（以下「指定保証業者」という。）と家賃に関する保証委託契約を締結した者
- イ 指定保証業者に保証委託契約の締結の申込みをしたにもかかわらず、当該保証委託契約の締結に至らなかった者
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和2年4月1日とする(2)及び(3)の一部に関する事項を除き、公布の日とする。

条 例

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収集の制限)</p> <p>第 7 条 実施機関は、登録簿に登録された目的（<u>第 5 条第 3 項各号</u>）に掲げる事務及び同条第 4 項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第 7 条 実施機関は、登録簿に登録された目的（<u>前条第 3 項各号</u>）に掲げる事務及び同条第 4 項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。</p> <p>2～6 略</p>
<p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項又は第41条第 1 項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) <u>心身の故障により前条第 1 項又は第41条第 1 項の提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項又は第41条第 1 項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(年金管理者) 第 9 条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者 となることができない。 (1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理 を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者</u> (2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 3～7 略</p>	<p>(年金管理者) 第 9 条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者 となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>破産者で復権を得ない者</u> 3～7 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 略 (保育所の職員配置に係る特例)	1 略 (保育所の職員配置に係る特例)
2 略	2 略
3 保育所に置く保育士の数は、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定にかかわらず、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までの間、2 人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。	3 保育所に置く保育士の数は、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定にかかわらず、 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までの間、2 人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
4 別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。	4 別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。
5 1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。	5 1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。
6・7 略 (経過措置)	6・7 略 (経過措置)
8・9 略	8・9 略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

附 則

(認定こども園の職員配置に係る特例)

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員(以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。)をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和7年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置

附 則

(認定こども園の職員配置に係る特例)

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和2年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員(以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。)をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和2年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置

<p>かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人（<u>連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。</u>）が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。）</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）、<u>第15条の2第2項の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務等)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>若しくは畳、建具の修繕に要する費用</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第15条の2 <u>前条の規定にかかわらず、簡易専用水道</u></p>

	<p><u>施設により給水を行う県営住宅のうち規則で定めるものにおける水道及び下水道の使用料（当該使用料として当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める方法により算定され、当該市町村から県に支払請求があったものに限る。以下「水道等の料金」という。）は、県の負担とする。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規則で定める県営住宅における水道及び下水道の施設の使用について、同項の規定により水道等の料金として県が負担する額を規則で定めるところにより算定する当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収する。</u></p> <p>3 <u>前項の使用料は、第 9 条第 4 項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（入居者が第 23 条第 1 項の検査を受けないで県営住宅を退居したときは、知事がその事実を知った日）までの使用について徴収する。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき県が負担した水道及び下水道の料金の徴収については、この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例</u></p>	<p><u>天神川流域下水道条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、<u>天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>流域下水道事業の施設として天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(設置等)</p> <p>第2条</p> <p>天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</p> <p>2 略</p>
<p>(法の財務規定等の適用)</p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p>	
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 <u>流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p>	

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 法第40条第2項の条例で定めるものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況の説明書類の提出)

第8条 法第40条の2第1項の規定による流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日から3月31日までのもの）については5月31日までに行うものとする。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他の事故により、第1項に定める期限までに、同項の書類を提出することができなかった場合においては、その事故が終了した後できるだけ速やかに提出するものとする。

<p>(流域下水道の構造の基準) <u>第9条</u> 略</p> <p>(終末処理場の維持管理) <u>第10条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理) <u>第11条</u> 知事は、<u>地方自治法第244条の2第3項</u>の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例) <u>第12条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) <u>第13条</u> 指定管理者が<u>第11条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任) <u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(流域下水道の構造の基準) <u>第3条</u> 略</p> <p>(終末処理場の維持管理) <u>第4条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理) <u>第5条</u> 知事は、<u>法第244条の2第3項</u>の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例) <u>第6条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) <u>第7条</u> 指定管理者が<u>第5条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任) <u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、<u>流域下水道の管理</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

2 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
5 鳥取 県立 学校農 業実習 特別会 計	県立学 校にお ける農 業実習 の円滑 な運営 及びそ の経理 の適正 を図る こと。	県立学 校農業 実習収 入、一 般会計 からの 繰入金 及び附 属諸収 入	県立学 校農業 実習費 その他 の諸支 出	5 鳥取 県立 学校農 業実習 特別会 計	県立学 校にお ける農 業実習 の円滑 な運営 及びそ の経理 の適正 を図る こと。	県立学 校農業 実習収 入、一 般会計 からの 繰入金 及び附 属諸収 入	県立学 校農業 実習費 その他 の諸支 出
6 鳥取 県天 神川 流域 下水道 事業特 別会計	略	略	略	6 鳥取 県天 神川 流域 下水道 事業特 別会計	天神川 流域下 水道事 業の円 滑な運 営及び その経 理の適 正を図 ること。	天神川 流域下 水道事 業負担 金、国 からの 補助金 、一般 会計か らの繰 入金、 県債及 び附属 諸収入	天神川 流域下 水道事 業費、 県債の 償還金 及び利 子その 他の諸 支出
6 鳥取 県港 湾整 備事 業特 別会 計	略	略	略	7 鳥取 県港 湾整 備事 業特 別会 計	略	略	略
7 鳥取 県育 英奨 学事 業特 別会 計	略	略	略	8 鳥取 県育 英奨 学事 業特 別会 計	略	略	略
8 鳥取 県公 債管 理特 別会 計	略	略	略	9 鳥取 県公 債管 理特 別会 計	略	略	略
9 鳥取 県給 与集 中管 理特 別	略	略	略	10 鳥取 県給 与集 中管 理特 別	略	略	略

<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計</td> <td>略</td> </tr> </table>	会計		10 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略	11 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計</td> <td>略</td> </tr> </table>	会計		11 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略	12 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略
会計													
10 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略												
11 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略												
会計													
11 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略												
12 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略												

(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の鳥取県特別会計条例の規定による鳥取県天神川流域下水道事業特別会計（次項において「旧特別会計」という。）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧特別会計に属する権利義務は、この条例による流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに <u>県内の病院が管理を行う</u> 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間	債務の全部	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等	債務の全部

		<p>以上、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に従事したとき。</p>				<p>において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に従事したとき。</p>	
		略					略
		略					略
略				略			
<p>備考 1～3 略 4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間(その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。)を加えるものとする。</p>				<p>備考 1～3 略 4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、<u>県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間</u>(その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。)を加えるものとする。</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>		<p>又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	
<p>ア <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		
<p>イ <u>ア以外のとき。</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>3 特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p>		<p>3 特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p>	
<p>(1) 略</p>	<p>略</p>	<p>(1) 略</p>	<p>略</p>
<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u></p>		<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>
<p>ア <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		
<p>イ <u>ア以外のとき。</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>		<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	
<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>	<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>
<p>ア <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるや</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		

<p><u>むを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p>			
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(2) 略</p>	<p>略</p>	<p>(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>		<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>	
<p>(1) 略</p>	<p>略</p>	<p>(1) 略</p>	<p>略</p>
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>		<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき1,900円</p>
<p>ア <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p>	<p>1件につき800円</p>		
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>6 略</p>	<p>略</p>	<p>6 略</p>	<p>略</p>
<p>(34の2)・(35) 略</p>		<p>(34の2)・(35) 略</p>	
<p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p>		<p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	
<p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証</p>		<p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 <u>1件につき2,050円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)</u></p>	
<p>(ア) <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対するもの</u> <u>1件につき1,700円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載</u></p>			

して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1件につき2,050円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類別の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,250円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	略
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	略
ア 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略
イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,500円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	略
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	略
ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略
イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

--	--

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

規 則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第3条 別表第1職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第3条 別表第1職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和2年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(整備基準)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条の 3 第 5 号の規則で定める基準は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>別表（第 1 条の 2 関係） 略</p> <p>様式第 7 号（第 5 条関係） 請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。</p> <p>なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。</p> <p>年 月 日</p> <p>入 居 者 住所</p>	<p>(整備基準)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条の 3 第 5 号の規則で定める基準は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。</p> <p><u>(水道及び下水道の施設の使用料)</u></p> <p><u>第 8 条の 5 条例第 15 条の 2 第 1 項の規則で定める県営住宅は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第 15 条の 2 第 2 項に規定する使用水量の算定は、県が負担する水道等の料金に係る使用期間に相当する期間における各住戸の使用水量を、県が当該住戸に設置した水道メーターにより計量することにより行うものとする。</u></p> <p>別表第 1（第 1 条の 2 関係） 略</p> <p>別表第 2（第 8 条の 5 関係）</p> <table border="1" data-bbox="810 1290 1366 1585"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第 1 団地 上福原第 2 団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第 7 号（第 5 条関係） 請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。</p> <p>なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。</p> <p>年 月 日</p> <p>入 居 者 住所</p>	名称	日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第 1 団地 上福原第 2 団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地
名称			
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第 1 団地 上福原第 2 団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地			

<p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>連帯保証人 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">入居者との関係</p> <p style="text-align: center;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>県営住宅 団地第 号</p> <p>入居終了期限 年 月 日</p> <p>添付書類 略</p> <p>備考 略</p> <p>別記</p> <p>1 略</p> <p>2 入居者の費用負担について</p> <p>次の場合の費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替並びに畳及び建具の修繕に要する費用(退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3～8 略</p>	<p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>連帯保証人 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">入居者との関係</p> <p style="text-align: center;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>県営住宅 団地第 号</p> <p>入居終了期限 年 月 日</p> <p>添付書類 略</p> <p>備考 略</p> <p>別記</p> <p>1 略</p> <p>2 入居者の費用負担について</p> <p>次の場合の費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替え、ガラスのはめ替え、畳、建具等の修繕に要する費用</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3～8 略</p>
--	--

第 2 条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(連帯保証人)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 条例第 9 条第 2 項の規定により連帯保証人の保証を要しないものとするができる場合は、次のいずれかに該当する入居決定者が知事の承認を受けた場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃(当該賃貸住宅に付随する駐車場の使用料を含む。以下この号において同じ。))の支払に係る債務(以下「家賃債務」という。)を保証することを業として行う者をいう。以下同じ。)</u>のうち、知事が指定する者(以下「指定保証業者」という。)<u>と家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。以下同じ。)</u>を締結した者</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 条例第 9 条第 2 項の規定により連帯保証人の保証を要しないものとするができる場合は、次のいずれかに該当する入居決定者が知事の承認を受けた場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(5) 指定保証業者に保証委託契約の締結の申込みをしたにもかかわらず、当該保証委託契約の締結に至らなかった者

3～5 略

様式第 7 号 (第 5 条関係)

請書

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記
県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、
誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務 (極度額 円) についてその債務を負います。

年 月 日

入 居 者 住所

氏名 ㊞

連帯保証人 住所

氏名 ㊞

入居者との関係

(電話)

記

県営住宅 団地第 号

入居終了期限 年 月 日

添付書類 略

備考

1 極度額は、入居時に決定した家賃の 6 月分に
相当する額である。

2 略

3 略

4 略

別記 略

様式第 7 号の 3 (第 6 条関係)

県営住宅連帯保証人免除申出書

職 氏名 様

年 月 日

住宅名 団地 第 号

入居者氏名

県営住宅の入居に当たり、請書への連帯保証人の
連署を免除してもらいたいので、鳥取県営住宅の設
置及び管理に関する条例施行規則 (以下「規則」と
いう。) 第 6 条第 3 項の規定により申し出ます。

理由

規則第 6 条第 2 項のうち該当する項目 (該当番号に○印)	1 第 1 号に該当 2 第 2 号に該当
---------------------------------	--------------------------

3～5 略

様式第 7 号 (第 5 条関係)

請書

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記
県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、
誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入 居 者 住所

氏名 ㊞

連帯保証人 住所

氏名 ㊞

入居者との関係

(電話)

記

県営住宅 団地第 号

入居終了期限 年 月 日

添付書類 略

備考

1 略

2 略

3 略

別記 略

様式第 7 号の 3 (第 6 条関係)

県営住宅連帯保証人免除申出書

職 氏名 様

年 月 日

住宅名 団地 第 号

入居者氏名

県営住宅の入居に当たり、請書への連帯保証人の
連署を免除してもらいたいので、鳥取県営住宅の設
置及び管理に関する条例施行規則 (以下「規則」と
いう。) 第 6 条第 3 項の規定により申し出ます。

理由

規則第 6 条第 2 項のうち該当する項目 (該当番号に○印)	1 第 1 号に該当 2 第 2 号に該当
---------------------------------	--------------------------

	3 第 3 号に該当		3 第 3 号に該当
	4 第 4 号に該当		
	5 第 5 号に該当		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。